



2024年6月7日

各 位

会社名 株式会社トーアミ
代表者名 代表取締役社長 北川 芳仁
(コード 5973 東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理本部長 古田 貴久
(TEL 072-876-1121)

執行役員に対する譲渡制限付株式報酬制度導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年6月27日付で導入する執行役員制度の一環として、新たに執行役員に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 導入の目的

本制度は当社の社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役を対象に導入した譲渡制限付株式報酬制度の対象を広げ、当社の取締役兼務する者を除く執行役員を対象に、当社の企業価値の継続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有をすすめることを目的とした制度です。

2. 本制度の概要

対象執行役員は、本制度に基づき支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象執行役員に対して支給する金銭報酬債権の総額については、取締役会の決議により決定し、各対象執行役員への具体的な支給時期及び配分については、代表取締役社長が、各執行役員の果たした役割や会社の業績に基づき配分を決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行し又は処分する普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会が株式の発行又は処分を決議する日の前営業日における東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象執行役員との間において、①一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象執行役員が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以 上